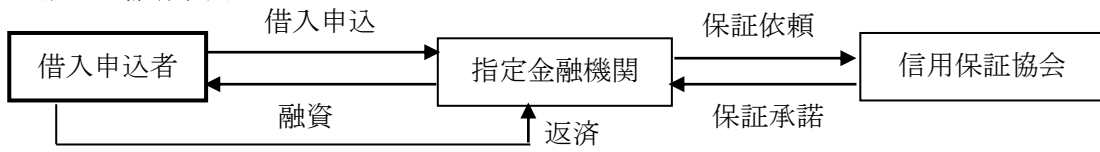


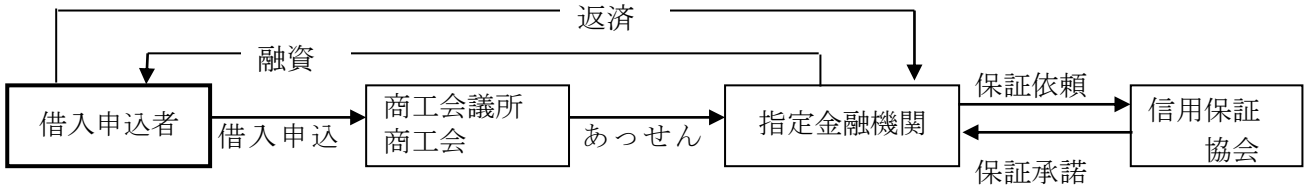
資金名	短期運転資金
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当する者。 (1) 中小企業者 (2) 共同事業を行う組合 (3) 中小企業者である組合員に転貸する組合
資金用途	運転資金（借換資金も含む）
融資限度額	3,000万円以内 (組合転貸の場合は、1組合員あたり3,000万円以内)
融資利率	1.40%
保証料率	0.25%～1.67% (ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことの内いずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%（2つの財務要件を満たした場合）、又は0.45%（2つの財務要件の内いずれか一つを満たした場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。）
融資期間	1年以内
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 7 個人情報の提供に関する同意書 8 決算書、納税申告書等の写し 9 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 10 その他必要と認める書類 <p>[NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込



※ 組合関係

